

議案第 107 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例
山陽小野田市手数料徴収条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 90 号）の一
部を次のように改正する。

別表第 14 に次のように加える。

13	建築物の敷地と道路と の関係の建築認定申請 手数料	法第 43 条第 2 項第 1 号 の規定に基づく建築の認 定	1 件につき 27,000 円
14	建築確認台帳記載事項 証明書交付手数料	建築確認台帳記載事項に 係る証明書の交付	1 件につき 700 円

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

議案第107号参考資料

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第14（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第14（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定	1件につき 27,000円				
14	建築確認台帳記載事項証明書交付手数料	建築確認台帳記載事項に係る証明書の交付	1件につき 700円				